

英国ビッグ・バンまでの組合金融

——建築組合の200年——

道 盛 誠 一

一 はじめに

英国において「ビッグ・バン」と称された証券市場改革が執り行われるにあたり、内外の報道界は競ってこの改革を取り上げた。その取り上げ方が改革の進捗状況からその帰結へと重点を移し、金融分析の専門家たちも本格的に「ビッグ・バン後」を取り扱うようになっていた頃、わが国の新聞に、小さな扱いであるが興味深い記事が掲載された。「住宅」専門を脱皮、英アビーの銀行転換策」との見出しを振って、英国における金融再編成に關説したものであった。1988年8月のことである。わが国の報道界では珍しく、銀行以外の金融機関を取り上げた記事として、私は鮮明に記憶している。この記事は、1986年改正建築組合法によって認められるようになった新業務が収益拡大に結び付いたことの余勢を駆って、第2位の建築組合（Building Society）であるアビー・ナショナルが銀行転換の方針を打ち出した時のものである。英国内では、遂に建築組合が大手銀行に挑戦状を叩き付けたとして大いに話題を呼んだ⁽¹⁾。爾來、約10年の歳月が流れている。

大手商業銀行への挑戦といえば、思い起こされるのはさらに遡ること2年前に「銀行界 第3勢力の登場」といった記事見出しで英国民の話題を

集めた特殊な金融機関があった。信託貯蓄銀行 (Trustee Savings Banks) という、伝統的に勤儉貯蓄の取扱機関として極めて限定された業務を行う金融機関が大々的な合同を行って普通銀行に転換したのであった。こちらはその後ロイズと合同して、この独特な個人向け金融機関はもはや存在しない。

これらが80年代に起こったことに注目されてしかるべきであろう。サッチャー時代という近來希な、確固たる政治信念と強烈な指導力に支えられた長期政権の下であったことは、偶然ではない。市場原理への信仰にも似た信頼は、自由化と効率化を鋭意推進して留まるところがなかった。その具体的な施策の執行状況と結果についてはいまだに記憶に鮮やかであって、今もって相反する評価づけが錯綜しているというべきであろう。サッチャー政権が用意した、あるいはサッチャーに多数派を与えて政権を信託した人々が用意した環境あればこそ、先述来の事件なのである。自由競争下で競い合わせることによって英国系金融機関を強化して、勢力拡張の著しい外国系金融機関に対抗せしめるという指針の下に採用された施策の一環であった。例のビッグ・バンは、こうした一連のサッチャー政策のなかでも傑出した地位を与えられている。しかしながら、なるほど証券市場の金融経済における重要性に照らせばその扱ひもっとものところありとはいえ、金融関連のサッチャー政策を分析の対象に据えるに当たってビッグ・バンは光を当てられすぎていると考える。わが国における金融制度改革が「日本版ビッグ・バン」と呼称されるといった状況を目の当たりにしていればこそ、その思いはなおさら強い。ビッグ・バンに焦点化しすぎるがゆえに、その他の金融関連施策への目配りが効かないままにきてしまっている、と考えるものである。本稿では、この点も意識して、論述を展開するものである⁽²⁾。

本稿の目的は、建築組合という、相互組合組織がどのような経緯を経て普通銀行化ないし総合的金融機関化するに至ったか、その背景を英国流の金融自由化過程と重ね合わせながら考えてみようというところにある。

- (1) 英国の「住宅金融専門機関」たる相互組合機関が大手銀行に挑戦状を叩き付ける程の存在であることに奇異の念を抱く向きもあったかもしれない。組合金融機関の相互扶助的性格とそれ故の近代社会における重要性は、我が国でも従来から繰り返して指摘され、強調されてきたところである。だが、それらの存在は時代時代それぞれの背景の下で見逃しのならないものであったとは言え、脚光を浴びる存在ではありえなかった。我が国では、下級金融機関という名称付けが陰に陽に通用してきたのである。少なくとも、単独組合で大手銀行に対抗できるような英国的状況は見られない。

各国の社会制度がそれぞれ独特な風土と慣習を持っていることは、周知のことでありながらなかなか実感を伴わない事柄である。これは、金融機関にも当てはまる。英国の建築組合は住宅金融専門の組合組織である、と紹介されている。日本の住宅金融市場を念頭において建築組合像を描こうとすると、歪みを持つであろう。わが国に対応するものを求めるとすれば、現在の都下世田谷区で大正2年に設立された玉川村宅地利用共進会ないし大正10年の住宅組合法によって設立された一群のものしかないであろう。それらは、わが国における郊外立地の住宅地開発の初発期にのみ見られたとあってよく、中堅以上の給与所得者や軍人が利用したにとどまり、部分的に日本のアール・デコ期の住宅建築史に幾ばくかの足跡を残したにとどまる。英国の建築組合に匹敵する活動ならびに業容をわが国の類似の組合機関がかって誇示したことはないし、現在もそうである。

- (2) この点については、同様の問題意識を共有した旧稿がある。「イギリスの金融：サッチャー時代は何を築いたか」、飯田裕康編著『現代の金融：理論と実状』、有斐閣、1992年所収で、私なりの整理を試みた。また、個人貯蓄に絞っての同様の分析は、「英国における個人貯蓄資産の戦後史：サッチャー時代と勤儉貯蓄（上）」『金融』555号ならびに「同（下）」『金融』556号で試みている。

二 伝統的貯蓄機関としての建築組合

建築組合とはどのような組織なのか、先ずもってその概略をたどってみることにする。ただし、18世紀および19世紀の建築組合については、クリアリーの著作⁽³⁾が様々な逸話も記述しているほぼ唯一の通史であり、その史的分析部分については落谷硯児氏が紹介しておられる⁽⁴⁾ので、こ

ここでは後論に関する限りで簡略に触れるにとどめる。

建築組合は、先述の信託貯蓄銀行と同様に、ほぼ2世紀に亙る歴史をもった伝統的貯蓄機関であり、友愛組合 (Friendly Societies) の歴史と伝統抜きにしては語りえない組織である。産業革命期の社会問題と関係深い、組織なのである。とはいえ、建築組合には、他の友愛組合関連の諸組織形態とは異なり、フィランソロピ色が希薄であるといっていよう。相互扶助的な、あるいは19世紀的語彙で言えば「自助的」な色彩の濃いものである。

初期の建築組合では、我が国の無尽や講とちょうど同じような運営方式が採られていた。地縁ないし職業縁によって結び付けられた人々 (概して熟練工達) が住宅建設を目的とした金銭積立を行なって協同の基金を設立し、基金がある程度に達すると逐次土地を手当てし住宅を建設していく。抽選に当たった人から順番に住宅を取得していくが、組合員は全員の住宅建設が完了して組織が解散するまで定期的な拠出を継続する、というものであった。最初のものとして知られているのは、1775年にバーミンガムに設立されたものである。この方式については、その濃厚な相互扶助色ゆえに根強い支持があったようである。19世紀半ばには新方式にほぼ取って替わられるが、数多くの、しかし小規模な組合によって根強く採用され続けた。この方式に固執した組合の実数は確証のしようがないが、そのほとんどは最初の専括の法律が1836年に制定されてからも非登記で、したがって法の保護と規制の外で活動し続けたものと考えられる。しかし、この伝統的な方法では目的達成までにいかにも時間がかかりすぎた。これに替わるべき新方式が案出されるに至るのである。

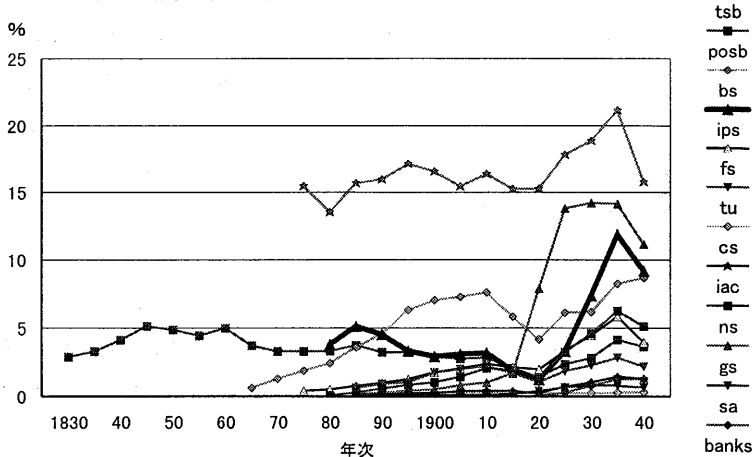
新方式採用の徴候は早くも19世紀初頭に認められる。住宅建設を求めない人々の貯蓄を受け入れることによってより速く目的を達成しようとする組合が出てくるようになったのである。かくして、組合債務に対して利払いを行い、住宅需要者に対する住宅供給方式を購入用資金貸付に転換することが始まった。この新方式が、建築組合運動の拡大を支えることにな

る。とはいえ、この頃の建築組合は、ミッドランド中心に設立されたせいぜい数十組織程度であった。その後もイングランドが発展の舞台であった、スコットランドでは発達を見ない。また、貯蓄機関としての建築組合が強力な存在となり、他の機関から手ごわい競合者として意識されるようになるには、さらに数十年を必要とした。19世紀の前半ないし70年代までの時期にあって、貯蓄機関の主導権を握っていたのは、前述の信託貯蓄銀行であった。

既に述べたように最初の専括の規制法は、1836年に制定された。その当時でも組織の標準規模は、組合員数で言えば100ないし200名の小さなものであった。19世紀の相互組合組織にまみ見受けられた着服などの不正にも見舞われもし、運動は浮沈を繰り返して19世紀半ばに至る。この頃には貯蓄機関としての地位を確かなものにしており、これに伴って組織の永続組合への転換が普及する。すなわち、上述の新方式の普及である。19世紀の60年代以降に建築組合の飛躍期を見定めて良いだろう。実際、80年代に入ると、貯蓄機関としての建築組合は信託貯蓄銀行を規模で上回るのである。しかしながら、この時期は「労働者文化」も開花する時期とはいえ、持ち家住宅需要者はまだまだ限られており、熟練工や給与所得者を中心とした人々が住宅購入用借入れの顧客であった。ちなみに、貯蓄機関としての側面に関しても、建築組合は中流以上の人々の貯蓄を預かっているのであって勤儉貯蓄機関たりえていないという評価が、依然として根強かった。実際、図2に見られるように口座当りの貯蓄残高は、その他の貯蓄取扱機関に比べると、群を抜いて高額であったし、図3の口座数の対人口比をみて分かるように建築組合利用度でもその他の貯蓄取扱機関に比して相当低い。この種の評価付けを免れるようになるのは、第一次世界大戦後である。

19世紀最後の四半世紀から第一次世界大戦までの推移については他の機関との比較を試みたことがある⁽⁵⁾。不正問題の断続的再発もあって、世紀末は極めて不調であった。出資金および預金残高は1890年からの5

図1 機関別残高の推移 (対 GDP 比)



注1 機関別残高の GDP に対する百分比。機関別計数は、*Statistical Abstract of the United Kingdom* と *Report from the Friendly Societies Registrar*。GDP 計数は、B. R. Mitchell, *British Historical Statistics*, 1988 による。

注2 tsb は、信託貯蓄銀行のこと。普通部門と特別投資部門との合計で、国債部門を控除。

注3 posb は、郵便貯蓄銀行のこと。普通部門と特別投資部門との合計で、国債部門を控除。

注4 bs は、建築組合。出資金と預金の合計

注5 ips は、協同組合。出資金と預金の合計。

注6 fs は、友愛組合。普通組合と連盟組合の拠出金。

注7 tu は、労働組合。拠出金。

注8 cs は、簡易保険組合。生涯年金基金。

注9 iac は、簡易保険会社。生涯年金基金。

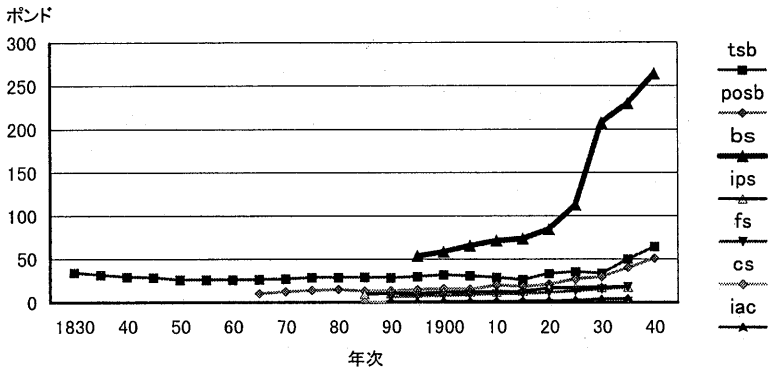
注10 ns は、中央政府発行の貯蓄証券とその他貯蓄証券。

注11 gs は、国債だが、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の国債部門。

注12 sa は、自己管理年金基金。

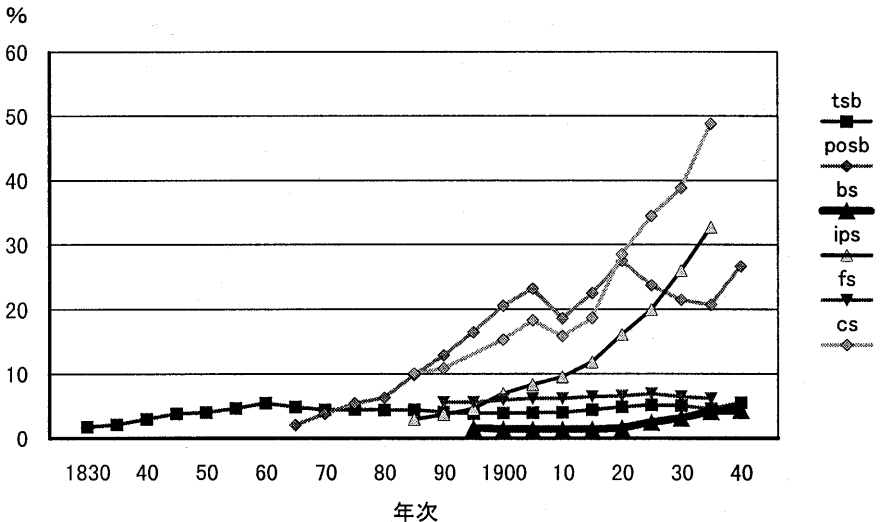
注13 banks は、商業銀行個人部門預金の暫定的推定値。預金総額推定値（西村閑也推計系列に第一次大戦期以降を追補）に 0.4 (M. Collins の有期預金比率試算) を乗じた、あくまでも暫定値である。

図2 機関別一人当たり残高



- 注1 tsb は、普通部門残高を口座数で割ったもの。
- 注2 posb は、普通部門残高を口座数で割ったもの。
- 注3 bs は、出資金残高を出資者数で割ったもの。
- 注4 ips は、出資金および預金の残高を出資者数で割ったもの。
- 注5 fs は、連盟組合の拠出金残高を拠出数で割ったもの。
- 注6 cs は、生涯年金基金残高を払込み済み証書数で割ったもの。
- 注7 iac は、生涯年金基金残高を払込み済み証書数で割ったもの。

図3 機関別貯蓄者数対人口比（除く、簡易保険会社）



- 注1 tsb は、普通部門口座数を連合王国人口で割ったもの。

- 注2 posb は、普通部門口座数を連合王国人口で割ったもの。
 注3 bs は、出資者数を連合王国人口で割ったもの。
 注4 ips は、出資者数を連合王国人口で割ったもの。
 注5 fs は、連盟組合拠出者数を連合王国人口で割ったもの。
 注6 cs は、払込み済み証書数を連合王国人口で割ったもの。
 注7 iac は、払込み済み証書数を連合王国人口で割ったもの。ただし、本図では、他の諸系列の推移を明瞭にするために、この図抜けて高い数値を示す系列を除外している。

年間で約20%減少したほどであった。19世紀ならびに今世紀の第一次世界大戦前までの金銭貯蓄取扱機関の第一人者は貯蓄銀行だったのである。ちなみに同種機関ならびに貯蓄銀行との比較において、第一次世界大戦前の建築組合の地位を見ておけば、次のようになる。実業共済組合 (Industrial and Provident Societies ないし Co-operative Societies) は、今世紀の第一四半期を通じて建築組合に匹敵する出資金勘定ならびに保険基金を擁し続け、第一次世界大戦期前後はそれを上回りさえた。友愛組合 (Friendly Societies) の拠出金勘定も、ほぼ同時期に建築組合の5割水準を維持していた。信託貯蓄銀行は、1880年頃には建築組合に追いつかれはするものの、その後1920年頃まで普通貯蓄勘定だけで建築組合と同規模を維持し続けたのである。郵便貯蓄銀行に至っては、19世紀末以来1920年代半ばまで建築組合の倍規模を擁し続けたのである。

建築組合運動が再生するのは、第一次世界大戦が終了して住宅需要が活発化してから以降のことである。戦間期における生活文化ないし生活様式の変化も寄与しているがここでは立ち入らない。ともあれ、この時期から、住宅購入向け貸付と一般貯蓄者向け貯蓄手段の提供とが建築組合にとってあたかも車の両輪の如きものとして確立する。第二次世界大戦後の飛躍は、この延長線上にある。

- (3) E. J. Cleary, *The Building Societies Movement*, London, 1965.
 (4) 「ウィルソン報告後の住宅金融組合」、『証券経済』第70巻
 (5) 「貯蓄性諸ファンドの分析—英国「大不況期」を中心とした予備的考察—」、『金融経済』219号

三 第二次世界大戦後における建築組合

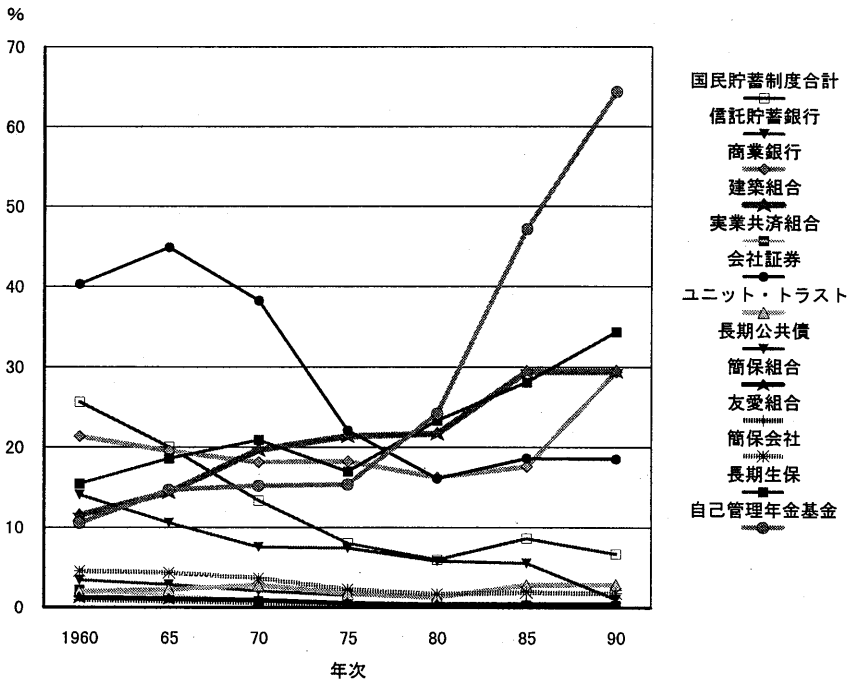
第二次世界大戦後の個人貯蓄取扱機関の盛衰を見る場合、特筆すべき特徴は次の3点に尽きよう。第1に、建築組合を唯一の例外として、相互組合的機関の凋落である。信託貯蓄銀行に限っていえば停滞である。第2に証券投資の著しい後退である。第3に、生保年金、とりわけ自主運営年金基金の著しい伸張である。「機関化」現象の、それも急激な変化として記憶しておこう。

とりわけでも建築組合が相互組合機関ないしフィランソロピ機関の全般的凋落のもとで唯一著しい勢力拡大を成し遂げたことは、目覚ましいかぎりである⁶⁾。しかもそれは、商業銀行と競合するという状況をもたらし、政策当局の政策運営に影響を及ぼすような進展ぶりだったのである。

イングランド銀行四季報が建築組合の事業活動に関して詳細な分析を掲載するようになるのは、70年代に入ってからのことである。このこと自体が60年代に於ける建築組合の活躍ぶりを物語っていよう。この60年代に建築組合の総資産額は各種金融機関の中で保険会社に次いで第2位を占めることになった。これは、第1に、貸付金利の点でその他の個人向け貸出金利よりも優位だったからである。1969年政府予算で住宅購入向け以外の個人借入れに対する税制上の優遇措置が撤廃されてからというもの、とくにそうであった。住宅価格が上昇しており、組合金利も以前よりも上っていたにもかかわらず、そうだったのである。建築組合は住宅購入向け貸付市場で75%という圧倒的な支配力を確立するが、これは資金調達面での優位性によって裏打ちされたものであった。

当時の資金調達の主要な源泉は、出資金と預金である。中でも前者が総債務の約90%を占めていた。株式とは異なり市場性は無いが、確かに出資であって組合清算時の返済責任は預金よりも劣位である。にもかかわらず、建築組合の出資金と預金とは殆ど差異がない。出資の一部を少額償

図4 第2次大戦後の機関別残高の推移 (対GDP比)



出所：CSO; *Annual Abstract of Statistics*; do, *Financial Statistics*; *Bankers' Almanac*; *Wilson Committee Report*.

注) 以下の注記で特記あるものを除いて、連合王国ベースで暦年末の残高を用いた。

注1 国民貯蓄制度合計とは、国民貯蓄証券を始めとした非市場性証券と国民貯蓄銀行の普通貯蓄部門・投資部門両勘定、ならびに信託貯蓄銀行の普通貯蓄部門勘定から構成されてきた。信託貯蓄銀行普通貯蓄勘定は、制度改革にともない1979年11月21日をもって国民貯蓄制度から離脱。同系列は「信託貯蓄銀行」系列から普通部勘定を内訳表示したものである。

注2 信託貯蓄銀行は商業銀行への転換にむけて1976年以降準備段階に入り地方別に大合同を行うとともに経営組織の変更を行い、79年には「国民貯蓄制度」から離脱し、81年には「マネタリー・セクター」入りして商業銀行に転換、86年には株式会社化。本表では、この特殊な貯蓄銀行の推移を表示するために、特に単独系列を用意した。75年以前は普通部門勘定と特別投資勘定との合計、76年以降は当座勘定と貯蓄勘定ならびに定期預金勘定の合計。

商業銀行化以前と以後を問わず、計数は各年11月中旬末日現在。伝統的貯蓄取扱機関である信託貯蓄銀行を独立表示するために、普通部勘定は、国民貯蓄制度と重複計上になっている。

注3 商業銀行は、交換所加盟銀行ないし「マネタリー・セクター」の個人部門預金。81年以降の計数はTSBバンク・グループの計数を含む。

注4 建築組合の計数は、出資金及び預金。ただし、85年以降は小売（retail）部門のそれを計上した。

注5 実業共済組合は、Industrial and Provident Societies法に基づいて登録されている組合のうち、Co-operative Trading Societiesへの出資金。すなわち、漁業事業組合への出資金の合計。

注6 簡易保険組合とは、Friendly Societies法に基づいて登録されているCollecting Societiesのこと。基金残高。ただし、Great Britainのみ。

注7 友愛組合とは、Friendly Societiesのことだが、6)の簡易保険組合を除く。基金合計残高。ただし、Great Britainのみ。

注8 簡易保険会社とは、生命保険会社の簡易保険基金額。

注9 長期生保とは、生命保険会社の長期保険業務基金額。

還する場合は即時要求払いであり、多額の償還もしくは全額償還の場合でも短期の事前通知で払い戻される。出資金に対する配当利率は預金と同様に時に応じて変動するが、この時期では預金利率を約0.25%上回るように設定されている。また、建築組合の出資金と預金とに対する利子は共に、1万ポンド以下の個人投資もしくは若干の信託投資にのみ適用される特別税制が準用されていた。したがって、個人の建築組合への投資は個人にとっては事実上無税であって、出資（預金）・償還（引き出し）の手続は比較的簡単であり、しかも勘定残高を借入れの頭金に充当できる。ただし、抵当貸付金利と同様に、出資金および預金の利子を変更するには3ヶ月前の予告が必要なために市場金利の動向に対して常に遅れて変動することになり、金利下落期には建築組合は資金を引き付けるけれども、金利上昇期には逆になる。また、これら預貸金利は、建築組合協会の勧告するカルテル的な金利水準に見合わせて設定されている。しかも、それらの金利水準は、経費率の高い組合を基準にして設定されているとして批判の対象になっていたのである。こうした税制上の取り扱いと勧告金利制度とが、後に銀行対組合の争点の主要なものになるのである。

図4を手がかりにしながら、銀行との競争戦と言われるようになる過程を考察してみることにする。一端60年代に遡り、順次ビッグ・バン期へとたどることにする。

同図を見れば、60年代末以降、建築組合が銀行を押え続けていると見えるであろう。60年代初頭には、対GDP比で9%ポイントもの差をつけられていたものの、その後、急速に追いつき追いつ越したことが明瞭である。ただし、精査すれば、注目すべき時期が3回ある。70年代初めと末に2回、そしてビッグ・バン期である。特に最後の時期の動きには、建築組合優位の基調を覆すかも知れない要因が影響しているかもしれないのである。

まず最初の2回を考察しておくことにする。そもそも60年代は銀行にとって試練の始まりであった。第二市場の急成長ならびにその他金融機関の発展という構造変化の具体的な兆しが現れているもとの、交換所加盟銀行は量的にも金利面でも制約されたまま地盤沈下を来したのである。こうした60年代を承けて、新金融調節方式(CCC)が採用され、銀行金利カルテルが廃止された。この直後の時期に銀行の優勢が個人預金市場で現出している訳である。年間増分の対税引前所得比で見れば、72年に0.7%ポイント差まで銀行は建築組合に迫り、続く73年、74年と建築組合を大幅に上回りさえしている。しかし、その後は直ちに71年以前を上回る格差でもって建築組合の優位が復活する。70年代末までこの状況は続く。そして2回目の時期であるが、銀行は78年1.1%ポイントまで差を詰め、79年には逆に0.4%ポイントの差をつけている。80年も、再びマイナスとはいえ0.3%ポイント差で、相対的には好調の年であったといえる。しかし、やはり直ちに旧状に復している。80年代半ばまでは、建築組合が1.5ないし3%ポイントの差をつけて銀行を凌駕するのである。

80年代半ばに至る、こうした推移をどのように解釈すれば良いであろうか。70年代の対建築組合競争における銀行の浮沈の原因は何であったか。

まず、70年代前半期を見ることから始めよう。新金融調節方式の採用に伴う金利カルテルの廃止は、銀行にとって事実上の新時代の始まりであったはずである。一般的に銀行行動は活性化したと考えてよい。実際、

60年代以来急成長を遂げてきた第二市場に積極的に進出し、卸売銀行業務や企業金融、国際銀行業で多面的な活動を展開した。ただし、60年代末以来の過熱気味な経済情勢が他方で進行しており、金融政策は引締め基調を維持し、強めさえしていた。その下での不動産ブームの発生と崩落は、セカンダリー・バンクを始めとした金融機関の倒産を連発させた。第一次オイル・ショックが重なり、事態はより深刻味を帯びる。ついに「救命艇」作戦が発動されるに至る。当時「危機」ないし「恐慌」と呼び慣わされた、国内信用秩序の混乱が、英国初の銀行法制定の契機となったのである。まさに激動期であった。こうした背景の下で、銀行は多面的な業務展開の一環として不動産ブーム下の住宅金融市場で一定の成果を収めつつ、既述のとおり個人預金の獲得にも成功した。しかし、この時は預貸共に束の間の成功であった。

さらに、70年代末から80年代初めにかけての場合、当時の英国は「トリレンマ」にさいなまれ、イギリス病が昂じていた。加えて、第2次オイル・ショックが重なる。銀行は70年代前半の事態の中で発動された補足的特別預金制度の下にあり、コルセットに締め付けられて金融仲介停止状態に立ち至る。この間、79年の為替管理撤廃が銀行をさらにユーロ市場

表1 住宅貸付市場の推移 (1963-1990) (単位：%)

期 間	地方自治体	その他公共 部門	銀 行	建築組合	そ の 他
1963-67	12.4	1.0	2.4	77.0	7.2
1968-72	3.7	1.0	6.5	86.1	2.7
1973-77	8.5	2.5	3.8	83.2	2.1
1978-82	3.5	2.4	20.3	71.6	2.2
1983-87	-18.3	0.1	23.0	70.0	8.6
1988-90	-0.7	0.2	23.0	67.6	9.8
1988	-0.8	0.4	27.0	58.6	13.9
1989	-0.5	0.4	21.3	71.1	7.6
1990	-0.8	-0.3	19.8	75.1	6.9

〈典拠〉図4に同じ

- 1) 当該期間における住宅貸付増分を百として各機関の増減分を計算。
- 2) 1963年以降の各5ヶ年の平均値。80年代末のみ3ヶ年の平均値で、逐年分を追加した。

に接近させるという状況も存在した。インフレーションも再燃する中、政府は80年に補足的特別預金制度の廃止を予告し、その翌年には新たな金融調節方式（マネタリー・ベース・コントロール）の導入に揃えて最終的に廃止した。しかし、その後の銀行はコルセットからの解放感を満喫できた訳ではない。経済運営上も窮地にあったサッチャー政権がフォークランド紛争で強攻策を採用して起死回生を果たした82年は、メキシコの債務利払い停止予告の年でもある。国際的累積債務問題の表面化であった。これがいかほどの衝撃であったかは、当時の報道を想起すれば事足りるであろう。

こうした環境のもとで、個人向け金融市場における銀行行動の拡張が起こったのである。それは、客観情勢に促された、いわば苦肉の策であった。とはいえ、この試みは効果的であった。とりわけ住宅金融市場への本格的参入は目覚ましい効果を挙げた。表1に明らかなように、銀行は飛躍的に勢力を拡大したのである。他方で、これに並行して前述のような個人預金市場での好調を再現したのである。この時期に始まる、住宅金融市場での銀行勢力の拡大は明らかに建築組合の牙城を揺さぶるものであったし、その後も増勢傾向は衰えるどころではなかった。建築組合側が危機感を抱く番になったのである。建築組合にとってはほぼ唯一の資金運用先である市場を奪われ始めたのであるから、深刻であった。現在の住宅金融市場における諸勢力の分布図は、この時期以来のものだといってよい。しかしながら、これに比して預金市場は、今回も銀行にとって束の間の光明でしかなかった。

個人預金市場における銀行の2回にわたる回復が短命であったのは何故であろうか。前回については、前述の背景を踏まえて補足的特別預金制度の発動に象徴されるような量的規制強化の基調とともに、例えば相対的に小規模な銀行預金に対する上限金利規制といった建築組合向け支援政策の発動を挙げるのも良いだろう。だがこれでは、説明不足である。2回目の場合には、前回並の政策要因を挙げるができない。敢えて挙げるとす

れば、81年に新たに発売された物価スライド条項付き国民貯蓄証書であろう。低迷をかこっていた国民貯蓄制度はこの発行によって息を吹き返したかに見えたし、実際に政府の公共部門借入れ計画の資金調達超過（オーヴァ・ファンディング）に貢献した。しかし、このせいで個人預金市場占有率を下げたのは銀行ばかりではなかった。建築組合も同様に影響を蒙ったのである。ただし、銀行とは違って翌年には回復し、その後は従前以上の水準で勢力を拡大するのである。しかも、その国民貯蓄証書自体がインフレ高金利期にのみ有効で、国民貯蓄制度再生の決め手とはなり得なかったのである。

2回目の時期の銀行は本腰を入れて個人市場を開拓しようとしていた。建築組合との対抗上、大手銀行が次々と個人向け商品を工夫するとともに土曜日営業の再開に踏み切ったし、自動現金支払い機の稼働時間も大幅延長した。にもかかわらず、預金市場では速効の実が上がらない。かえって、建築組合側に競争力劣化の危機意識を強めさせたに過ぎない。組合間の大型合併を次々成立させ、同時に大手組合も中下位組合も、中小銀行と提携することによってクレジット・カード発行や小切手決済機能付き貯蓄勘定の発売に乗り出したのである。建築組合が債券市場や第二市場から資金調達を開始するようになるのも丁度この時期であった。

考察に当たって着目すべき第一点は、2回の短期反転のいずれもが金利上昇の急速かつ高水準な局面とその後の反転局面とから成る時期に当たっていることである。この符合については制度的要因を用いて説明できる。1930年代の経済状況の下でしばしば過熱した組合間競争を収束させるべく、1939年に開始された勧告金利制度がそれである。この制度の下で建築組合金利が変更されるには、ほぼ2ないし3カ月の時間が必要なのである。まず建築組合協会が新たな勧告金利を決定するには、ほぼ1カ月毎にしか開催されない委員会に諮られたうえで個別組合に提示されるという手順が必要である。これに基づいて個別組合が個別に金利設定するのであるが、勧告金利が提示されてから各組合が金利変更を店頭表示するまでにほ

ば1カ月を要してきた。金利変動期には、常に建築組合金利は市場金利の動きに遅れて変化するのである。したがって、建築組合は金利上昇期には金利競争で不利に、逆に金利下降局面では有利になるという構造があった。それ故に、金利上昇後に下降局面が現れる否や銀行の対建築組合競争力がたちまち旧状に復するのは当然の成行きであった。

何よりも、個人預金市場における相対的劣化が最優先の課題のひとつとして表面化するにいたらなかった事情が当時の銀行には存在したというべきであろう。着目すべき第2点である。すなわち、60年代、70年代を通じて銀行が対建築組合預金競争で敗北し続けた最大の原因は、シチーの国際金融市場に、とりわけ70年代の発展に加えてオイル・マネー流入により飛躍的な拡大をもたらされたユーロ市場に活動の重点を置くことに急であったことである。このことが重要なのは、個人預金市場におけるその後の、つまり80年代初頭以降の銀行行動を説明する要因でもあるからである。すなわち、建築組合対銀行競争において注目されるべき3回目の時期を考察する上で重要なのである。節を改めて考察を続けることにする。

- (6) 第二次世界大戦後の発展には目覚ましいものがある。経済復興の歩みとともに、発展を続けてきたといえる。実際、持家比率は第一次世界大戦勃発時の10%から1950年の30%へ、69年には40%を超え、さらに70年には50%を超えることになる。この過程を支えた住宅金融市場は、建築組合の文字通り独壇場であった。

四 ビッグ・バン期の建築組合—新時代へ—

オイル・ショックが引金となった世界経済の構造的変化は、国際金融市場を革命的といえるまでに複雑化した。不安定要因を回避するための知恵の重層化ではあったが、不安定要因は債務累積問題として鮮烈な形で現れるにいたる。この過程が、ユーロ市場を介して国際金融に深入りし過ぎた銀行界に反省を促すことになったのである。82年のメキシコ事件は兆し

を確定した、いかにも象徴的な事件ではあったが、還流した膨大なオイル・マネーを発展途上国向け開発融資に振り向けたことの綻びは、70年代末には兆していたといえよう。急速な近代化路線を選択した一部産油国もその例外ではなかった。英国の銀行が国内市場の見直しを急務と心得るようになるのは、まさにこの時期である。建築組合協会の勧告金利制度と預金利子に関する税法上の取扱いとに的を絞った批判を鋭意展開することになる。従来は建築組合の独壇上であった住宅金融へも本格的参入を開始し、コルセットの拘束からの解放も実現して著しい成果を挙げることになる。しかし、それだけに、個人預金をめぐる競争での銀行の建築組合に対する劣位は目立たざるをえない。

したがって、この時期に本腰を入れながらも銀行が敗北せざるを得なかった要因が明らかにされねばならない。両者の間の競争は金利競争であり、そこには制度要因がきわめて強力に作用してきたということである。個人預金者の利子所得に関する税制上の取扱の差異が、建築組合の優位を支持していたのである。この要因の重要性は、81年以降の国内個人預金市場の推移の示唆するところでもある。81年以降の推移で注目すべきは、図4によれば、まず80年代半ばまでの建築組合の好調であり、次いでその後の銀行の回復傾向である。86年以降の銀行の回復は、85年に予告され翌年実施となった、建築組合向け税制の銀行適用と期を一にしている。実際86年は、銀行の預金獲得拡大が建築組合の獲得水準を押し下げることによって達成されていると読める。87年は前年の基調下での小反動で、88年は金利上昇期も手伝って70年代初頭以来の好実績を銀行は達成したと読める。制度要因の変更が銀行の競争力を回復させたと見てよいであろう。前節の暫定的考察では、残高ベース表ならびに表4に依拠する限りでは建築組合の優位の持続を読み取るようになっていた。80年代全体をとおしてみた場合には前半期の落込みによって相殺、呑み尽くされてしまっていた新しい事態が、後半期に現れているのである。個人預金をめぐる銀行と建築組合との競争は激化したのである。この新しい事態については、

いわゆるイクオール・フットィング下での競争は継続激化してきたと考えるのが順当であろう。実際のところ建築組合は個人預金市場でも危機感を深めているのであって、将来構想に苦慮してきたのである。冒頭に触れた、アビー・ナショナルの転換は、その現れの一つである。

なお80年代末の状況には若干の検討が必要であろう。検討を要するのは、88年来の金利上昇である。従来は金利上昇期における銀行好調と建築組合不調という型があったが、今回は88年の建築組合計数が示すとおり、従来の型が当てはまらない。従来の型を支えた要因がもはや存在しないのである。すなわち、勧告金利制度は、従来から例えば73年や77年のように一部大手組合のカルテル離脱に見舞われてきたが、さらにウィルソン委員会の廃止勧告に代表される外部圧力の高まりもあって廃止への道を辿ることになった。81年に部分的な勧告停止に踏み切ったのを手始めに、同制度の縮小を図るのである。ついに84年11月以降は同制度が金利変更の時期について足並みを揃えさせるだけに限定され、金利カルテルとしては無機能化したのである。最終的には86年に勧告は停止されたのである。

したがって、今回の金利上昇下での建築組合の好調は、一部は新商品が寄与したのであろう。従来から70年代における有期出資金を始めとして普通出資金利回りを1%以上上回る高利回り勘定を開設して出資金の多様化を行ってきたし、少額積立貯蓄や高利回り貯蓄手段を手掛けるばかりでなく銀行ないしクレジット会社と提携して小切手機能ないしクレジット・カード機能を付加するなどの試みを行っている。また定期預金手段の提供も開始し、これは事業会社預金の吸収にもつながっている。

とはいえ、88年の実績はむしろ銀行・組合間の競争の本格化をこそ示唆していると考えたほうがよい。80年代の銀行対建築組合の競争についてさらに言及すべきは、以上のような経緯が同時に銀行と建築組合との間の垣根を低くする過程でもあったということである。いわゆるイクオール・フットィングは、利子所得課税の変更にとどまるものではなかった。この過程が、従来銀行が主張してきた線に則った銀行寄りのものであった

とはいえない。利子所得課税の変更すら必ずしもそうではないのである。銀行が主張してきたのは建築組合に適用されてきた単一税率の廃止であって、実際に採られた方策はそうではなくて銀行への適用拡大であった。ちなみに、この拡大は国民貯蓄銀行には及ばなかったのである。さらに税法上の取扱に関しては、事業所得課税における差別があった。建築組合に適用されている相互組合用の特別税率は巨大な力を持つに至った現在の建築組合にとっては低すぎるとして銀行が批判してきたものである。これも一方では法人税率の引き下げを行いながらも他方で設備投資初年度償却制度の段階的廃止を押し進めるという経緯を経たうえで、建築組合特別税率が廃止されることになった。また、譲渡所得税を課せられてきた建築組合の国債投資収益は営業所得課税の対象に変更されることにもなったのである。

より重要なのは、建築組合の業務拡大である。第1に、ポンド建て卸売

表2 建築組合主要資産負債 (1955-1990) (歴年末現在) (単位：%)

年次	資産/負債	主要負債					主要資産
	合計	出資・預金	定期預金	CD	銀行借入れ	債券	貸付
1955	100	94					85
1960	100	92					84
1965	100	93					82
1970	100	93					81
1975	100	93					77
1980	100	92					79
1985	100	86	2	2	1	1	80
86	100	82	2	2	2	4	82
87	100	80	4	2	2	4	82
88	100	78	4	2	2	5	81
89	100	75	5	3	1	5	82
90	100	74	7	4	1	6	84

〈典拠〉1988年までBSA資料およびBSA, *Buiding Societies Yearbook*; 89年はCSO, *Annual Abstract of Statistics*.

1) 86年から北アイルランドを算入。それまではGreat Britain。

市場の利用である。歴代政府が住宅抵当金利を低めに設定させるべく勧告金利制度に並々ならぬ関心を示してきたことに税法上の理由も加わって、卸売資金は建築組合にとって割に合わぬものであった。しかし、卸売市場金利の低下や勧告金利制度という組合カルテルの縮小、79年発足の保守党政権の競争促進政策が手伝って、80年以降建築組合は卸売資金の取入れを開始する。銀行借入れが本格化するのは80年以降である。また、80年に初めてネイションワイドが譲渡性債券を発行する。しかしながら、当時は基準税率で納税した上での利払いを義務付けられていて、その市場性に難があった。卸売市場の利用が軌道に乗るのは、83年になって譲渡性預金証書に税込みでの付利が可能になってからである。とはいえ、これらの手段を活用できたのはシティで名を知られている組合に限られるのであって、組合総体にとって卸売市場が一定の地位を確保するのは85年以降である。ちなみに、建築組合総体の貸借対照表に占める卸売市場の地位は、表2に確認できよう。すなわち、負債面では約7%、資産面では約10%を占めるに至っている。零水準からここまでわずか10年という急激な変化である。したがって、前述した80年代末の金利上昇が及ぼす影響が、ビッグ・バン後の建築組合を考察する上で重要視されて然るべきであると考える¹⁷⁾。

第2に、既に若干触れてもいるし、落谷氏の前掲論文が80年代初頭の状況を詳細に記述しておられるが、小売市場でのサービス提供範囲の拡大である。ここで取り扱うのは、金利カルテルの実質的廃止後に続々発売されるようになった個人貯蓄商品のことではない。この時期の建築組合の銀行対策を論ずる上で見逃しならないものは、この時期の盛んな機械化投資に反映されている。端的には、銀行が従来専轄して行ってきた決済業務に川下から参入しようとしていることである。建築組合による現金自動出納機導入は、83年にハリファックスが導入計画を公表したことによって先鞭を切られた。同組合は独立網を築いてき、85年に最初の100台を設置してから約3年後の88年6月末現在では自組合内の750余にのぼる支店

網を網羅する 900 台を擁することになった。同組合の回線網に加盟する組合を含めると 1250 台にのぼる。これは資本金上の 5 大銀行⁽⁸⁾には及ばないものの、それらに次ぐ規模である。その他に建築組合は 2 系列の回線網を構築している。リーズ・パーマネントやアライアンス・レスターが中心組合であるマトリックス系が 350 台、そしてアビー・ナショナルが中心のリンク系が 500 台を擁していたのである。なお、マトリックス系は 2100 台を擁するバンク・オブ・スコットランドと、リンク系は 300 台のクライズデール、180 台のナショナル・ジャイロ、および 60 台の協同組合銀と接続済みであった。しかも、89 年末達成の目標では、3 系列合計でさらに 1600 台以上の増設を図るという積極さであった。さらに、ハリファックスがリンク網に加盟し、またリンクとマトリックスが合同することになる。10 万人の顧客を持ち、3500 台にのぼる一大ネットワークが形成されることになったのである。

この推移に関連して注目すべきは、販売時点電子決済制度 (POS) である。82 年に初めてアバディーンでクライズデール銀行が英国石油公社と共同して実験を始めた。この試み自体は、速やかに試行段階を終えて、稼働に至った。85 年には、ロンドン手形交換所加盟銀行、クレジット会社ならびに大手小売商の共同事業として全国的な電子決済網を構築する計画が明らかにされている。加盟銀行では、ナットウェスト・ミッドランド系とパークレイズ系とがしのぎを削ったのである。しかし、英国電電公社による独自サービスの開始もあって、様々な提携関係を持つ種々の異なった仕様の、規模も大小取り混ぜた企画が乱立したのが実状であった。統一仕様の全国網の達成目標年度は、先延ばしされ続けた。このような状況の下で、建築組合側も積極的な取り組みを行ったのである。アングリシアは 85 年秋にノーサンプトンでコンピュータ製造会社との共同事業として先陣を切った。その後、大手組合はもちろん中小組合も前述の現金自動出納機網を電子決済制度に発展させていくことを目論見ることになる。既に述べたハリファックスのリンク加盟、さらにマトリックスとリンクとの合同が含

意しているのは、このことにも関わる。即ち、これによって、中小銀行ならびに建築組合の手による巨大回線網が登場することになるからである。この分野において建築組合が独自の決済手段を獲得することを可能にするというわけであった。これは更なる展開の可能性も示唆していた。ちなみに連合王国最初の電子ホームバンキングのサービス提供は、ノッチングム建築組合がバンク・オブ・スコットランドと共同で82年に発足させたものであった。

こうした現状に至る過程で、建築組合は送金・支払機能の獲得を試みてきた。いくつかの組合は、70年代末ないし80年代初頭から銀行や金融サービス会社と提携することによって付利小切手勘定やクレジット・カードの提供を試みてきたが、無担保貸付を容認されていなかったので実効は上がらなかった。旅行者小切手の導入の試みも、外国為替業務が許されておらず、組合と取引のある個人以外は顧客たり得ないという壁にぶつかった。その他、保険の取扱についても顧客需要に応える態勢を検討していたが、同様の規制のもとでは実現できずにいた。

上述の種々の障害が限定つきながらも取り除かれ、業務の拡張が可能になったのは、1986年に成立し翌87年から発効した新法によってである。これを第3点として言及したい。既に述べてきたように、70年代末から80年代初頭にかけての時期に銀行が個人市場への取り組みを本格化したことは建築組合にとって大いなる脅威になった。建築組合側の危機感が募る一方になったという新しい事態の発生である。

先ず、独壇上であった住宅金融市場における銀行の本格的進出は、ほぼ唯一の資金運用先の将来に陰りが生じたことを意味したのである。建築組合にあっては、第二次世界大戦以降ほぼ一貫して住宅抵当貸付が総資産の8割を占め続けた。資産構成においてこれほどの特定項目集中を見て取れる金融機関は他にない。既出の表1は、年間フローでの住宅金融市場の推移を示している。この間の状況は、明らかであろう。事は、銀行の進出振りの顕著さととどまらない。公共部門の後退はこの新たな競争相手の出現

に因るものではなくて、「小さな政府」を実現する政策の一環として公共的住宅政策からの撤収を位置付けたサッチャー政策に由来するものである。したがって、相対的構成関係からすれば、公共部門のかつての位置はその他の金融機関（とりわけ、80年代になって叢生した住宅金融会社）に取って替わられたのであって、銀行は確実に建築組合の地位を蚕食したと言えそうである。建築組合は70年代の80数%から60%へと20%ポイント以上市場占有率を下げているのであって、これは同期間に銀行が数%から30%弱へと急拡大したことと見合っているからである。もっとも、この状況は、個人の住宅購入用借入れの拡大という現象の下で成立している。住宅資金借入れ需要に建築組合は応え切れておらず、多数の借入れ待ちの行列が作り出されていることが従来から指摘され続けてきた。したがって、上記の現象が示唆しているのは単に銀行が潜在需要の吸収役を果たしたに過ぎないと言う事かも知れないのである。この時期の現象は、より詳細な分析を必要とする。ビッグ・バン後今日に至る経緯を考察する上で重要な意味を持っているので、別稿を用意してその責を果たしたい。即ち、建築組合年間貸出フローの増分自体は1987年を例外として着実に増えているからであり、また銀行の獲得している市場がどのような性格のものであるのか俄には判断しかねるからである。後者が重要である。銀行借入れ主体の所得階層性や借入れ額の大きさなど、より詳細な検討が必要である。いずれにせよ住宅購入需要が頭打ちになり、したがって住宅資金借入れ需要が減退し始めた80年代末以降の実績推移を検証することによって果して銀行は建築組合の顧客を奪うことに成功したのかどうか確認されるであろう。

さらにこの間銀行が個人預金市場に本格的取り組みを開始したのであって、建築組合はその資金調達基盤をも揺るがされることになる。こうした状況にあって、建築組合は様々な試みを行いつつ、同時に業務拡大を求めて規制当局に積極的な働き掛けを開始した。その代表的なものが、新規立法措置によって業務拡大が可能になることを求めて83年1月に発表され

た建築組合協会の文書である (*New Legislation for Building Societies*)。これに対して政府は翌年夏、ほぼ追認する内容の緑書 (*Building Societies: A New Framework*) でもってこれに応えたのである。この当意即妙ぶりは、一見奇異に見える。

70年代に高まった、建築組合の経営姿勢に関する様々な批判を勘案すれば、そうであろう。議会でも、従来は一部組合の不祥事発生に伴う法的措置程度の議事に終始していたものが、俄然活発な議論が見られるようになっていた。公共部門が住宅購入資金の補完的供給者として位置付けられてきたように、個人住宅に関する超過需要の存在は歴代の政権にとって見逃しならない政策課題であり続けたのであって、事はこれに関わる。この時期には、さらにこれが建築組合の経営姿勢を問う形で論じられていたのである。即ち、住宅購入用資金需要者は列を成して順番待ちをしているが、若年夫婦や裏町の住人、移民者、女性世帯主から成る社会的弱者を始めとして多くの者が借入れを断わられている。これは、非営利機関であるはずの建築組合が公衆の利益に対する固有の義務を忘れ、純粹に商業的な経営方針を採るに至っていることを示唆しているのではないかと。しかも、良好な貯蓄手段を提供し続けてこれたのは地域に根差した地方的な存在であったからであるにもかかわらず、昨今の建築組合は銀行との競争にばかり目を向け、莫大な投資をして町々の中心街に店舗を設けるなど、支店網の拡大に躍起になっている。これは、いっこうに資金需要者の行列の解消に寄与していないばかりか、かえって営業経費率の上昇に帰着している、という訳である。この種の批判の延長線上で、片や事実上の国有化によって対処しようとする試みと片や自由化によって対処しようとする試みとが現れることになる。前者は非営利的相互組合の社会政策的含意を正面に押しだしたもので、具体的には76/77年議会に「建築組合公社法案」として議員提案されたものである。同法案は廃案になったが、後者の、各種金融機関の参入と組合間競争の促進とによって達成されるであろう住宅金融市場の競争市場化を求める方向は定着していった。建築組合にとっ

て、逆風はそればかりではなかった。50年代末にブラックプールやステイト、ロイズ・パーマネントの調査が議会委員会の手にて委ねられてからというものとは絶えて無かった建築組合の不祥事が再燃したのである。グレイズやニュー・クロスに関する議会委員会調査報告が公表されたのは、79年と84年であった。

にも関わらず、建築組合の業務拡大に関する政府の反応は素早かったのである。業務拡大を求める建築組合側の要求は時宜を得たというべきであろう。自由化の効用に期待する潮流は確実に高まっていた。前の労働党政権下でも変化を見て取ることができる。いわゆる国有化政策の神話化である。建築組合の事実上の国有化問題は、75年から76年にかけて大いに話題を呼んだ主要銀行・生保国有化論の副産物であった。しかしそれは頓座した。銀行・生保国有化は、労働党左派によって積極推進された。彼らは、英国産業低迷の原因を銀行部門による商工業向け融資の不足に見定めて、主要な資金供給機関を国有化することによって事態の打開を図ろうとしたのである。この提言は、キャラハン内閣発足年の同党全国大会で採択されるに至った。しかしながら、直ちに政策化される運びにはならなかったのである。元首相ウィルソンを委員長に据えた王立委員会に調査付託された。そして、この委員会は中小企業金融については特に強調して制度整備を提唱したものの、国有化論が論定していた英国産業の衰退原因を退け、マーチャント・バンクを含む大銀行および大手生保会社の国有化による利益については明確に否定したのである⁹⁾。これに加えるに「サッチャー主義」である。新政権は公的部門の拡大を否定するに留まらず、既存の公的部門縮小を断行していった。自由市場機構の効用が金科玉条であった。

否、それに留まらず、組合側の要求は政策当局の年来の課題に見事に合致したのである。シティの国際金融市場としての再生とさらなる発展という、とりわけ70年代半ば以降の歩みは、しかし同時に外国金融機関の跳梁を許す過程であった。それは外国金融機関による国内市場浸透をも許す

ものでもあった。従って政策当局にとっては英国系金融機関の体質強化は避けて通れない懸案であって、有力外国金融機関に劣らない英国製金融複合企業の育成が焦眉の課題であった。幸いにとりべきか、大手組合は加盟銀行並みの体力を既に備えていた。

ここ100年の建築組合界における集中過程には目を見張らせるものがある。それは、巨大な力を備えた大手組合が生み出され、さらに成長し続ける過程でもある。初めて包括的な統計の整備された時期、例えば1895年には、3600余の組合が63万人の組合員と約4500万ポンドの総資産を擁していた。組合数は早くも今世紀初頭には半減しており、両大戦間期には3分の1の1200余に、1960年には5分の1になった。総組合数の減少はその後も続いているのであって、1960年の726組合は70年代後半には半減し、80年代前半には200組合を割り込み、さらに減少し続けている。88年をとれば、130組合が約7000店舗と4200万組合員ならびに総資産1800億ポンドを擁している。この変化については、3点にわたって指摘しておけばよいだろう。第1に、1950年代までの減少はほぼ組合解散の結果であったが、その後の営業譲渡による合併が主因である。したがって、第2に60年代以降に支店数が著増している。60年代は対前年比数%増で推移し、その後は80年代初頭に至るまで同11ないし12%増の勢いで増え続けたのである。ただし、この推移には合併運動の展開が反映されているだけではなく、新規支店開設方針の採用とその積極推進という要因が強く反映されている。そして、第3に、大手組合が成長し、建築組合界に極めて高い集中構造がもたらされている。

件の時期、すなわち80年代初頭では、建築組合は2百数十組合が3千数百万組合員を擁する存在であった。しかも、70年代以降というものは上位5組合が全組合総資産の過半を占めるようになってきている。ちなみに、80年代後半には60%を超えるのである。上位10組合をとれば、70年代後半に70%に達して、87年には80%を超えた。特に上位2組合、すなわちハリファックスとアビー・ナショナルとはそれぞれ単独で全組合総資産

の2割近くを占める巨大組合である。これら2組合の総資産高は、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドないしTSBグループ（かつての信託貯蓄銀行）並みなのである。他の大手・中規模組合もいわゆる規模の利益を追求して合同型の合併を試みてきた。とりわけ80年代初頭の時期には、上位組合の分布図に変化を与える合同が起こっている。当時第3位の、しかし資産規模でいえば上位2組合の半分以下のネーションワイドが同5位のウーリッチ・エクイタブルとの合同を目論見た。この合同は破綻したが、第7位のアングリヤとの合同には成功した。相当に両組合の融合には苦しんだようであるが、ネーションワイド・アングリヤとしてアビー・ナショナルにほぼ匹敵する資産規模を擁するところまで成長した。2巨頭時代は3巨頭時代に移行したのである。さらに、当時第8位のアライアンスと同10位のレスターとの合同は、第4位のアライアンス・レスターを生むことになった。

70年代後半ないし80年代の建築組合は少なくとも上位10組合をとれば、それぞれが中位の加盟銀行並みないし下位加盟銀行あるいは上位マーチャント・バンク並みの資産規模を誇ったのである。既に確固たる足場を築いていると見える特殊金融機関をより強化する方策を講じることは、時宜にかなっていた。相互組合にして相互組合にあらず、営利機関化した巨大金融機関と批評されていた大手建築組合の存在を活用しない手はなかった。大幅な業務拡大を承認して本格的に加盟銀行と競争させ、その競争を通じて外国銀行に対抗できる英国製の金融機関を輩出させるという夢は、自由市場機構崇拜の政権下であればこそ描けたといえる。

さて、こうした状況のもとにおいて、84年の政府緑書が発表され、さらにこれを踏襲して新建築組合法が86年に議会を通過した。87年正月に発効した新法は、無担保貸付を始めとして広範な金融業務ならびに不動産関連業務を認めたのである。同法に明記された新業務を列挙すれば、送金、外国為替、現金受け払い代理、抵当貸付仲介、投資関連サービス、少額持株プランの設定・管理、信用供与アレンジ、年金基金運用、などな

ど、となる。また、同法は、株式会社への転換を選択できるとしている。相互組合の枠組みにもはや拘る要無しと宣言したのである。サッチャー政権後半期に相当する80年代後半に見られた、こうした事態こそ、新時代を象徴するものであった。サッチャー政権は、商業銀行が長年にわたり建築組合に浴びせてきた批判に終止符を打ち、さらに歩みを進めて両者の競合を本格的なものに仕上げたのである。実質的に100年ぶりの法改正は、斯様に位置づけられる。

この法改正を承けて、ハリファックスと業界第1位の座を争ってきたアビー・ナショナルは、89年に株式公開会社に転換し小売銀行の仲間入りを果たした。その企図が発表された当座は、大手建築組合に「アビーに続け」の声が高かった。しかし、ハリファックスは、直ちに大々的な広報活動を行い、アビーには続かず建築組合として業容を展開していく意志を発表した。新法への対応は、こうして業界を二分することになった。ただし、世界的に金融環境が厳しさを増す中で、しかも87年の株式暴落の影響も加わり、「アビーに続け」の声は途絶えた。

国内民間部門向け貸出増分に匹敵する年々の増加がもたらされている住宅ローン市場を考えるだけでも、新法下の建築組合の動向に鋭敏なアンテナを向け続ける価値がある。同市場には、交換所加盟銀行が本腰を入れているだけでなく、保険会社や住宅金融専門会社が進出し、80年以降は信託貯蓄銀行も参入している。サッチャー主義によってこの分野から公共部門が撤退しているだけに、市場競争に任された同市場がどのように推移するかは、注目に値する。

- (7) ビッグ・バン後については、別稿を用意している。80年代末以降現在に至る分析を行うものである。
- (8) すなわち、ナット・ウェストは2400台（当時、以下同様）、パークレイズ1500台、ミッドランド1500台、ロイズ2000台、そしてTSBグループが2000台。
- (9) *Report of the Committee to Review the Functioning of Financial Institutions*, Sess. 1979-80, Cmnd. 7937.

主要参考文献：

<定期刊行物>

Bank of England Quarterly Bulletin

Banker

Banking World

Financial Times

Midland Bank Review

日本経済新聞

Central Statistical Office, *Annual Abstract of Statistics*

Central Statistical Office, *Financial Statistics*

<英国議会資料>

Report of the Committee on the Working of the Monetary System,
Sess. 1959-60, Cmnd. 827, with Principal Memoranda of Evidence and
Minutes of Evidence.

Report of the Committee on Consumer Credit, Cmnd. 4596 (HMSO
1971)

Report of the Committee to Review the National Savings, Sess. 1973,
Cmnd. 5273.

Grays Building Society: Investigation, Sess. 1979-80, Cmnd. 7557.

*Report of the Committee to Review the Functioning of Financial
Institutions*, Sess. 1979-80, Cmnd. 7937. (西村閑也監訳『ウイルソン委員
会報告』, 1982年)

Law Commission Report, Sess. 1980-81, Cmnd. 8257.

Building Society: A New Framework, Sess. 1983-84, Cmnd. 9316.

New cross Building Society: Revocation of Designation, Sess. 1983-84,
Cmnd.

Financial Act 各年度

庶民院議事録

貴族院議事録

<その他資料>

建築組合協会 提供資料

<二次文献>

- E. L. Hargreaves, *The National Debt*, 1930.
- H. O. Horne, *A History of Savings Banks*, 1957.
- A. R. B. Haldane, *One Hundred & Fifty Years of Trustee Savings Banks*, 1960.
- E. J. Cleary, *The Building Society Movement*, 1965.
- J. E. Wadsworth, *The Banks and the Monetary System in the UK 1959—1971*, 1973. (高橋泰蔵監訳『イギリスの銀行と金融政策』, 1974年)
- M. J. Daunton, *Royal Mail: The Post Office Since 1840*, 1985.
- J. D. Campbell, *The Savings Bank of Glasgow*, [1985]
- P. Johnson, *Saving and Spending: The Working-class Economy in Britain 1870-1939*, 1985.
- Goacher, P. J. Curwen and others, *British Non-bank Financial Intermediaries*, 1987.
- M. Collins, *Money and Banking in the UK: A History*, 1988, rpt. 1990.